

長岡市安全安心地域づくり工事に係る

下請等取扱特記仕様書

- 1 本工事における下請、再下請等の取扱いについては、長岡市建設工事請負基準約款及び長岡市建設工事の下請契約に係る施工体制台帳等の取扱いに関する要領に定めるもののほか、本仕様書に定めるところによるものとする。
- 2 本工事において行う下請及び再下請は、原則として長岡市内に本社のある建設事業者に対して行うものに限る。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると発注者が認めたときは、受注者は、長岡市外に本社のある建設事業者の下請又は再下請を行うことができる。この場合においては、受注者は、下請契約又は再下請契約を締結する前に、発注者に対し書面による協議を行い、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 4 本工事における再下請は、2次下請までとする。
- 5 本工事において下請契約及び再下請契約を締結したときは、受注者は、発注者に対し、速やかに施工体制台帳及び施工体系図並びに再下請通知書の写しの提出を行わなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、受注者は、本工事に係る資材調達、業務委託等においても、長岡市内の事業者を活用することに努めることとする。